

議員提出議案第 22 号

都市再生機構賃貸住宅の家賃改定等に関する意見書

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅（UR賃貸住宅）の家賃は、近傍同種の住宅の家賃を基準として3年ごとに継続居住者の家賃改定が検討され、現在、平成26年4月1日に家賃の値上げが予定されています。

本市内には、約8,000戸のUR賃貸住宅があり、高齢者や年金生活者、低額所得者が多く入居しており、家賃の値上げにより居住者の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

平成15年の独立行政法人都市再生機構法案の国会審議では、「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。」との附帯決議がなされています。

また、平成19年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（住宅セーフティネット法案）の国会審議に先立ち、「機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」との決議がなされています。

よって、政府及び独立行政法人都市再生機構においては、このような国会の決議やUR賃貸住宅の法制度上の位置付けを踏まえ、住宅確保に配慮が必要な低額所得者世帯や子育て世帯等に対する安定的な住宅供給を進めるとともに、UR賃貸住宅居住者の生活の安定に資する公的賃貸住宅としてふさわしい家賃制度を確立することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴	崎	敏	康
	同	高	野	秀	樹
	同	高	橋	勝	頼
	同	山	崎		章
	同	細	沼	武	彦

賛成者	さいたま市議会議員	新 藤 信 夫
	同	高 柳 俊 哉
	同	小森谷 優
	同	加 川 義 光
	同	土 井 裕 之